

常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト 業務委託プロポーザル実施要領



令和 2 年 6 月

常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト
業務委託プロポーザル審査委員会

目 次

1	業務の目的	1
2	業務の概要	1
3	公募型プロポーザル（企画提案）方式	1
4	受託候補者の選定スケジュール	2
5	提案資格	2
6	提案条件	3
7	参加表明及び提案方法等	3
8	審査方法	4
9	評価方法及び評価基準	5
10	審査結果の通知及び公表方法	6
11	その他留意事項	6
12	契約の手続き	7
	（市事務局及び連絡先）	7

様式 1	8
様式 2	9
様式 3	1 0
様式 4	1 1
様式 5	1 2

（参考資料）

○ 新庁舎の 2 階平面図	1 3
○ 新庁舎・壁面とスクラッチタイル壁	1 4
○ 新庁舎の C G 壁面図	1 5
○ 壁面図	1 6
○ 新庁舎のパンフレット	

1 業務の目的

常滑市役所の新庁舎は、現在、令和3年3月の竣工をめざして建設工事が進められており、同年中に開庁を予定している。

新庁舎の正面玄関は2階となり、その手前の歩行者デッキには、「過去」に常滑で製作された旧帝国ホテルの黄色い煉瓦が「現在」の市民の手により再現された「(仮称)スクラッチタイル壁」を設置する予定である。そして、新庁舎2階エントランスの受付背後に3階まで吹き抜けの壁面を設置することとしている。

このプロジェクトは、その壁面に”やきもののまち常滑”を象徴した陶壁を制作するとともに、陶壁制作の経験者から技術や経験を若いつくり手につないでいくことを目的に実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト

(2) 業務場所

常滑市役所 環境経済部 とこなめ陶の森

(3) 業務内容

常滑市役所新庁舎2階エントランスの受付背後の壁面(高さ約7m×幅約8m)に設置する陶壁を令和3年8月までに制作し納品する。また、別事業として実施する陶壁設置工事(令和3年9月予定)に協力する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年9月末まで(約1年間)

(5) 提案限度額

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 公募型プロポーザル(企画提案)方式

ア 常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト(以下「本業務」という。)は、「陶壁の制作」であり、高度な創造性、専門的な技術及び経験を必要とし、市において発注仕様を定めることが困難で、標準的な業務の実施手続きの定めがないことから、総合的に判断するため「公募型プロポーザル方式」を採用する。

イ 本業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公正に行うため、常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

4 受託候補者の選定スケジュール

(選定スケジュール)

項目	日程 (令和 2 年)
(1) 公告及び実施要領の市ホームページ掲載	6 月 24 日 (水)
(2) 応募者説明会の開催	7 月 5 日 (日)
(3) 質問書の提出期限	7 月 19 日 (日)
(4) 質問書の回答期限	7 月 22 日 (水)
(5) 参加表明書及び必要書類の提出期限	8 月 20 日 (木)
(6) 一次審査	8 月 24 日 (月)
(7) 一次審査結果の通知及び二次審査に必要な書類等一式の提出要請	8 月 25 日 (火)
(8) 質問書の提出期限	8 月 29 日 (土)
(9) 質問書の回答期限	9 月 1 日 (火)
(10) 二次審査に必要な書類等一式の提出期限	9 月 22 日 (火)
(11) 二次審査 (受託候補者の選定)	9 月 28 日 (月)
(12) 二次審査結果の通知及び公表 (市ホームページ)	9 月 29 日 (火)

(応募者説明会の開催)

- ア 日時 令和 2 年 7 月 5 日 (日) 午後 6 時～
イ 場所 市役所 2 階大会議室

5 提案資格

- ア 市内に在住、または市内で活動しているやきもののづくり手で、かつ、陶壁制作の経験者 1 名 (以下「総括責任者」という。) と、50 代までの者 1 名 (以下「責任者」という。) がチームを組むこと。また、総括責任者は、作陶経歴が豊富な者も参加できる。
- イ 総括責任者及び責任者は、市税の滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定 (一般競争入札の参加者の資格) に該当する者でないこと。
- エ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱 (平成 20 年 4 月 1 日施行) による指名停止の措置を受けていない者であること。
- オ 次の申立てがされていないこと。
- ・破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て
 - ・会社更生法第 17 条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ・民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て
- カ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」 (平成

24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

6 提案条件

ア 陶壁のテーマは「常滑の未来」とし、歩行者デッキの「(仮称) スクラッチタイル壁」や 3 階議場の外壁、新庁舎全体のイメージに調和した作品とする。

イ 陶壁の総重量は約 5,500kg 以下を基準とし、その固定方法や安全性、耐久性等を考慮した作品とする。

ウ 作品は、16 ページの壁面図の網掛け部分（A）を対象にして自由に表現する。

なお、網掛け部分の下部（B）には総合案内カウンターや案内図等を設置するが、その部分も対象に含めた提案も可能とする。

エ 一チーム一提案とする。

7 参加表明及び提案方法等

（１）参加表明及び必要書類の提出

本業務に企画提案を希望するチームは、前記 4（５）の指定日までに、とこなめ陶の森・陶芸研究所へプロポーザル参加表明書（様式 1）及び次の必要書類を 1 部提出する。

ア 企画提案書（作品のタイトルや考え方など）（任意様式）

イ デザイン画（平面は市が配布する B 3 サイズの水彩紙で提出。それ以外は任意の用紙で提出も可能）

ウ 総括責任者の過去に制作した陶壁の写真

エ 総括責任者及び責任者それぞれの陶歴及び作品の写真（複数枚）

プロポーザル参加表明書（様式 1）は、市ホームページからダウンロード、若しくは、とこなめ陶の森・陶芸研究所にて配布する。

（２）質問書の提出及び回答

質問がある場合は、前記 4（３）の指定日までに、とこなめ陶の森の電子メール又は F A X により質問書（任意様式）を提出する。なお、回答は前記 4（４）までに市ホームページに掲載する。

（３）二次審査対象チームが提出する書類等

審査委員会が後記 8（２）の一次審査により二次審査対象チームを選定したとき、市は、一次審査結果の通知書（様式 2）及び二次審査に必要な書類等一式の提出要請書（様式 3）を総括責任者に送付する。

二次審査対象チームは、前記 4（10）の指定日までに、とこなめ陶の森・陶芸研究所へ提案書（様式 4）及び次の必要な書類等一式をまとめて 1 部提

出する。

- ア 制作体制図（総括責任者、責任者、従事者など）（任意様式）
- イ 制作工程表（任意様式）
- ウ 陶製の作品見本（一次審査のデザイン画をやきもので表現した見本。サイズは 300mm×300mm 以上で複数提出も可能）
- エ 実物の総重量（約 5,500kg 以下）及び壁面への設置方法（任意様式）
- オ 見積書（陶壁の制作に要する費用一式の内訳。なお、前記 2（5）の金額を限度とする。）（任意様式）

（4）質問書の提出及び回答

質問がある場合は、前記 4（8）の指定日までに、とこなめ陶の森の電子メール又は F A X により質問書（任意様式）を提出する。なお、回答は前記 4（9）までに全てのチームの総括責任者に回答する。

（5）必要な書類等一式の取り扱い

- ア 必要な書類等一式の提出後の変更や追加、再提出は認めない。
- イ 必要な書類等一式の提出に要した費用は、チームの負担とする。但し、前記 7（3）ウの「陶製の作品見本」の制作費として 10 万円を限度に審査後、市が負担する。
- ウ 必要な書類等一式は、本業務の受託候補者を選定する目的に使用し、無断で目的以外には使用しない。なお、必要な書類等一式は返却しない。

8 審査方法

審査は、審査委員会において行い、本業務に最も適したチームを受託候補者として選定する。

（1）審査委員会の委員

氏 名	所 属
伊藤 辰矢	常滑市長
川原 和敏	常滑市議会議員、公共施設調査特別委員会委員長
伊奈 啓一郎	常滑市陶業陶芸振興事業運営委員会 会長
崔 宰熏	株式会社 L I X I L ものづくり工房 工房長
村上 清	仏像彫刻師、元東京藝術大学非常勤講師
若林 亮	株式会社日建設計 執行役員 設計部門プリンシパル
江口 潔	常滑市新庁舎 J V 工事事務所 所長（鹿島建設所属）

（2）一次審査

審査委員会は、前記 7（1）の参加表明チームについて、後記 9（1）の評価基準により審査を行い、二次審査対象チームを選定する。

- ア 日時 令和 2 年 8 月 24 日（月）午後 1 時 30 分～
- イ 場所 市役所 2 階大会議室

(3) 二次審査

二次審査は、各チームが個別に提案内容について説明を行う。なお、開始時間等の詳細は別途通知する。

ア 日時 令和2年9月28日(月)午後1時30分～

イ 場所 市役所 2階大会議室

ウ 説明時間 約10分

エ 出席者 総括責任者及び責任者の2名

(4) その他

ア 審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

イ 市事務局は、必要に応じて各審査の前にヒアリングを行う場合がある。

9 評価方法及び評価基準

(1) 一次審査の評価方法及び評価基準

ア 審査委員会は、プロポーザル参加表明書(様式1)の必要書類をもとに、次の評価基準により審査を行う。

イ 委員は各チームを採点し、委員全員の集計結果から二次審査対象チームを5チームまで選定する。その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(評価基準)

評価項目・内容	配点
① 企画提案内容及びデザイン画が提案条件のテーマ「常滑の未来」を象徴した優れたものであり、また、「(仮称)スクラッチタイル壁」や3階議場の外壁、新庁舎全体のイメージに調和している。	40
② 総括責任者は、過去の経験等から実施能力を有している。	5
③ 責任者は、本業務を行う能力を有している。	5
計	50

(2) 二次審査の評価方法及び評価基準

ア 審査委員会は、必要な書類等一式及び当日の説明の内容をもとに総合的に判断し、次の評価基準により審査を行う。なお、一次審査の評価は引き継がない。

イ 各委員が最も高い点数を付けたチームを1位とし、委員全員の順位の集計結果から1位の票を過半数獲得したチームを受託候補者に特定する。また、次点のチームも特定する。その他必要な事項は、委員長が別に定める。

ウ 提案が一チームの場合は、必要な書類等一式及び当日の説明の内容をもとに総合的に判断し、次の評価基準により審査を行い、評価基準の6

割を満たした場合に受託候補者とする。
(評価基準)

評価項目・内容		配点
① 企画 デザイン 陶製の作品 見本	- 企画提案内容及びデザイン画が提案条件のテーマ「常滑の未来」を象徴した優れたものであり、また、「(仮称)スクラッチタイル壁」や3階議場の外壁、新庁舎全体のイメージに調和している。 - 陶製の作品見本の完成度が高い。	35
②制作体制 制作工程	- 総括責任者の技術や経験を若手に継承できる仕組みになっている。 - 総括責任者と責任者は対等な関係になっている。 - 従事者の数は十分にある。 - 制作場所、窯、材料等が確保でき、納期までに完了できる。 - 制作工程が段取りに沿ってしっかり組み立てられ、無理のないスケジュールになっている。	15
計		50

10 審査結果の通知及び公表方法

(1) 二次審査結果の通知

二次審査の結果は、各チームに特定（非特定）通知書（様式5）を総括責任者に送付する。

(2) 公表方法

特定された受託候補者及び次点のチームについて、前記4（12）の指定日に市ホームページで公表する。

11 その他留意事項

ア 参加表明チームは、二次審査終了まで審査委員会の委員に接触してはならない。

イ 参加表明を取下げの場合は、令和2年8月23日（日）午後5時までにとこなめ陶の森・陶芸研究所の電子メールに連絡すること。

ウ 総括責任者及び責任者の変更や他チームとの兼務は認めない。

エ 提出された書類等一式に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。

オ 審査委員会は、本業務に最も適したチームを特定するため審査を行うものであり、特定された受託候補者の企画提案そのものを選定するものではない。

カ 本業務の制作記録の収録に協力すること。

12 契約の手続き

ア 契約締結に当たり、特定された受託候補者と市（株式会社日建設計及び常滑市新庁舎 J V 工事事務所を含む）との間で、企画提案内容の設置工事が可能になるよう調整を行い、協議が整った段階において、地方自治法施行令第 167 条の 2 に定める随意契約の方法により正式に契約を締結する。

なお、履行期間が複数の年度になるため、常滑市契約規則第 58 条により令和 2 年度に 1 回、契約金額の一部について部分払いを行うことができる。

イ 協議が不調になった場合は、審査結果が次点のチームを受託候補者として協議を行うものとする。

（市事務局及び連絡先）

常滑市 環境経済部 とこなめ陶の森・陶芸研究所

〒479-0822 常滑市奥条7丁目22番地

TEL・FAX：0569-35-3970

E-mail：tounomori@city.tokoname.lg.jp

市ホームページ：<http://www.city.tokoname.aichi.jp/>



様式 1

令和 2 年 月 日

常滑市長 伊藤 辰矢 様

(総括責任者)

住所

氏名

印

携帯電話

メールアドレス

(責任者)

住所

氏名

印

携帯電話

メールアドレス

プロポーザル参加表明書

下記の業務について、必要書類を添え、公募型プロポーザルへの参加を表明します。

記

- 1 業務名：常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト

- 2 必要書類
 - ・ 企画提案書
 - ・ デザイン画
 - ・ 総括責任者の過去に制作した陶壁の写真
 - ・ 総括責任者及び責任者それぞれの陶歴及び作品の写真

様式 2

令和 2 年 月 日

総括責任者

様

責任者

様

常滑市長 伊藤 辰矢

一次審査結果の通知書

令和 2 年 月 日付けで参加表明書の提出のあった下記の業務について、二次審査対象チームとして選定（非選定と）したので通知します。

記

業務名：常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト

(連絡先)

常滑市環境経済部 とこなめ陶の森・陶芸研究所

連絡先：TEL・FAX：0 5 6 9－3 5－3 9 7 0

E-mail：tounomori@city.tokoname.lg.jp

様式 3

令和 2 年 月 日

総括責任者

様

責任者

様

常滑市長 伊藤 辰矢

二次審査に必要な書類等一式の提出要請書

下記の業務について、期日までに二次審査に必要な書類等一式を提出いただくよう要請します。

記

- 1 業務名 常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト
- 2 提出期限
- 3 提出場所及び提出方法

(連絡先)

常滑市環境経済部 とこなめ陶の森・陶芸研究所

連絡先：TEL・FAX：0 5 6 9 － 3 5 － 3 9 7 0

E-mail：tounomori@city.tokoname.lg.jp

様式 4

令和 2 年 月 日

常滑市長 伊藤 辰矢 様

(総括責任者)

住所

氏名

印

携帯電話

メールアドレス

(責任者)

住所

氏名

印

携帯電話

メールアドレス

提 案 書

下記の業務について、必要な書類等一式を提出します。

記

1 業務名：常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト

2 必要な書類等一式

- ・制作体制図
- ・制作工程表
- ・陶製の作品見本
- ・実物の総重量及び壁面への設置方法
- ・見積書

様式 5

令和 2 年 月 日

総括責任者

様

責任者

様

常滑市長 伊藤 辰矢

特定（非特定）通知書

下記の業務について、審査の結果、受託候補者として特定（非特定と）したので通知します。

記

- 1 業務名：常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト

（連絡先）

常滑市環境経済部 とこなめ陶の森・陶芸研究所

連絡先：TEL・FAX：0569－35－3970

E-mail：tounomori@city.tokoname.lg.jp







